

特定施設入居者生活介護事業者選定基準

NO.1

項目番号	選定項目	選定基準	配点
1 設置主体について(25点)			
1-1	役員について	役員の中に特定施設入居者生活介護事業所の管理者経験のある者を参画させていること。	3
1-2	運営状況について	川崎市内に当該計画とは別の特定施設入居者生活介護事業所を有する法人であること。	3
1-3	特定施設入居者生活介護等の運営実績について	特定施設入居者生活介護の運営実績(5年以上)があること。	10
		特定施設入居者生活介護の運営実績(3年以上)があること。	5
		特定施設入居者生活介護の運営実績(1年以上3年未満)があること。又は、介護保険施設・認知症対応型共同生活介護のいずれかの運営実績(1年以上)があること。	2
1-4	外部監査の導入について	会計監査人(公認会計士又は監査法人)による外部監査を導入していること。	3
1-5	資産状況について	最新の貸借対照表又は、これに準ずる書類において、債務超過になっていないこと。	3
1-6	収支状況について	最新の損益計算書又は、これに準ずる書類において、収支が黒字になっていること。	3
2 地域バランス等について(25点)			
2-1	地域バランスについて	当該計画地が川崎市が指定した行政区内であること。	10
		当該計画地が川崎市が指定した行政区内であること。	5
2-2	他事業所とのバランスについて	当該計画地の半径1kmの範囲内に、特定施設入居者生活介護事業所(川崎市内に限る。開設予定事業所を含む。)が存在しないこと。	10
		当該計画地の半径700mの範囲内に、特定施設入居者生活介護事業所(川崎市内に限る。開設予定事業所を含む。)が存在しないこと。	5
		当該計画地の半径500mの範囲内に、特定施設入居者生活介護事業所(川崎市内に限る。開設予定事業所を含む。)が存在しないこと。	2
2-3	交通機関の利便性について	当該計画地の半径500mの範囲内に、旅客駅(旅客が乗降するための駅。)が存在していること。	5
		当該計画地の半径700mの範囲内に、旅客駅(旅客が乗降するための駅。)が存在していること。	3
		当該計画地の半径1kmの範囲内に、旅客駅(旅客が乗降するための駅。)が存在していること。	1

特定施設入居者生活介護事業者選定基準

NO. 2

項目番号	選定項目	選定基準	配点	
3 建築計画について(30点)				
3-1	事業用地の確保について	事業用地が確保されていること。	3	
3-2	設計及び工事について	建築士法に規定する建築士により、特定施設入居者生活介護事業所として設計されており、新築であること。	3	
3-3	建築物の構造について	建築基準法第2条に規定する耐火建築物であること。	3	
3-4	居室の広さについて	全ての居室に収納スペースがあり、収納・トイレ・洗面台の部分を除く床面積が、内法で13㎡以上確保されていること(適合高齢者専用賃貸住宅の場合は、各戸の床面積が内法で25㎡以上確保されていること。)	4	
3-5	洗面台について 適合高齢者専用賃貸住宅以外	全ての居室に、歯磨き・洗面・整容などを行える洗面台が設けられていること。	3	
	収納設備について 適合高齢者専用賃貸住宅の場合	全ての居室に、収納設備が設けられていること。	3	
3-6	トイレについて 適合高齢者専用賃貸住宅以外	全ての居室に、トイレが設けられていること。	3	
	浴室について 適合高齢者専用賃貸住宅の場合	全ての居室に、浴室が設けられていること。	3	
3-7	機能訓練室について	1㎡に入居定員を乗じて得た面積以上の専用室の機能訓練室が設けられていること(複数の階に機能訓練室が設けられている場合は、その合計面積とする。)	4	
3-8	居室の出入口について	全ての居室の出入口が引き戸の構造となっていること。	3	
3-9	避難経路について	全ての居室(2階以上の階)に面して、バルコニーが避難上有効に設けられており、且つ、当該バルコニーから地上に通ずる階段が設けられていること(居室の床との段差を5cm以下、バルコニーの幅員は1m以上とする。)	4	
4 サービス形態等について(20点)				
4-1	サービス形態について	一項目のみ	すべてのサービスを当該事業者の従事者が提供する形態である従来型の特定施設入居者生活介護であること。	4
			外部サービス利用型の形態で、業務の委託を行うサービス種類に市内に所在する認知症対応型通所介護が含まれていること。	4
4-2	入居時の要件について	自立の方も対象となっていること。	3	
4-3	併設サービスについて	同事業所の新規申請時において、同一の建物内に、小規模多機能型居宅介護事業所の新規申請を行うこと(開設予定時期が当該特定施設と同時期又は以前であること。)	10	
4-4	協力歯科医療機関について	協力医療機関と併せて協力歯科医療機関が確保されていること。	3	
合計			100	